

補助事業を希望される皆さんへ

愛媛県「三浦保」愛基金社会福祉分野公募事業の交付決定を受けた場合は、次に記載した事項のほか、関係法令等の規定を遵守しなければなりませんので、あらかじめご承知の上、適切な対応をお願いします。

記

- 1 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業に要する経費の分配や補助事業の内容を変更しようとする場合、あるいは補助事業を中止・廃止しようとする場合には、知事の定めるところにより、その承認を得なければなりません。
- 2 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、知事の定めるところにより、補助事業の成果を記載した補助事業等実績報告書に知事の定める書類を沿えて知事に提出しなければなりません。補助金等の交付決定に係る県会計年度が終了した場合も、また同様とします。
- 3 補助事業者は、補助事業の経費について、補助事業以外の経費と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿および収支に関する証拠書類を知事が定める期間保存しておかなければなりません。
- 4 補助事業終了後の補助金額の確定作業において、帳簿類等の確認が出来ない場合には補助対象外となります。
- 5 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金等の交付の目的に沿って適正に管理する義務があります。

このため、補助事業者は、上記の財産のうち、次に掲げるものを、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合や、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合は、この限りではありません。

- (1) 不動産
 - (2) 船舶、飛行機、浮標、浮さん橋及び浮ドック
 - (3) 前(1)、(2)に掲げるものの従物
 - (4) 機械及び重要な器具で、知事が定めるもの。
 - (5) その他知事が補助金等の交付の目的を達成するために特に必要があると認めて定めるもの。
- 6 補助事業者が関係法令等に違反する行為をした場合には、補助金の交付取消、返還、不正内容の公表等を行うことがあります。